

# 新時代の刑事司法制度特別部会における期日外視察の概要

## (アメリカ合衆国ワシントンDC)

### 第1 視察先及び視察日程等

平成24年10月15日～19日

(1) 10月15日

- 司法省刑事局詐欺部（同部副部長からのヒアリング）
- DC地区上級裁判所（裁判官からのヒアリング，法廷視察）

(2) 10月16日

- 司法省（刑事局国際組織犯罪等担当顧問，同局執行運用部長からのヒアリング）
- 連邦捜査局（FBI）（法律顧問部部員等からのヒアリング）

(3) 10月17日

- DC地区連邦検事局（連邦検事局検事補等からのヒアリング）
- DC地区首都警察本部（MPD）（副署長等からのヒアリング，取調室，取調べの録音・録画機器等の視察）

(4) 10月18日

- DC地区公設弁護人事務所（副所長等からのヒアリング）

### 第2 視察結果

別紙1記載のとおり。

- ※ 視察結果は，いずれも事務局において概要として取りまとめたものであり，視察内容や視察時の説明・質疑応答内容の全てを記載したものではない。また，「第1 刑事手続の全体像」，枠内の記述及び注の各内容は，基本的に，事務局において，視察実施前後に文献等を調査した結果に基づくものである。

### 第3 参加委員等

別紙2記載のとおり。

## 米国視察結果概要

### 第1 刑事手続の全体像

#### 1 制度概要

##### (1) 犯罪の分類

連邦及び各州ごとに犯罪が規定されているが、法定刑が長期1年を超える罪を重罪といい、法定刑が長期1年以下の罪を軽罪というのが一般的である。

##### (2) 逮捕手続

一般に、連邦捜査局（Federal Bureau of Investigations, 以下「FBI」という。）や州・市など地方政府の警察等の法執行機関に所属する法執行官において捜査を行っており、裁判官に告発状（complaint, コンプレイント）を提出して令状の発付を受け、これに基づいて被疑者を逮捕することもできるが、無令状逮捕が広く認められている。

他方で、後に述べる大陪審による起訴（正式起訴）が先行し、これにより発付される令状に基づいて被告人を逮捕することもできる。

##### (3) 逮捕後の手続

捜査官は、被疑者を逮捕した後、裁判官の下に出頭させなければならない。この逮捕後の最初の出頭手続において、裁判官から被疑者に対して、被疑事実の内容及び黙秘権や取調べに弁護人の立会いを求める権利等（以下「ミランダの諸権利」という。）の説明等が行われる。この手続は、連邦及び多くの州では「イニシャル・アピアランス（initial appearance）」と呼ばれている。

イニシャル・アピアランスは、連邦においては逮捕後遅滞なく（実際には逮捕と同じ日であることが多い。）、多くの州では逮捕後24時間以内又は48時間以内に行われなければならないとされており、連邦及び多くの州では、イニシャル・アピアランスにおいて、公選弁護人の選任も行われる。

さらに、起訴前の保釈が認められており、連邦及び多くの州では、イニシャル・アピアランスにおいて、裁判官が保釈の可否及び保釈条件を決定する。

##### (4) 公訴提起

公訴提起に当たり、連邦及び多くの州では、重罪については、大陪審の審理が必要的とされ、軽罪については任意的とされている。もっとも、大陪審の審理が必要的とされている連邦及び州においても、原則として、被疑者が大陪審の審理を受ける権利を放棄すれば、大陪審の審理を経る必要はない。大陪審の審理を経ない場合は、検察官が略式起訴状（information, インフォメーション）を裁判官に提出することにより起訴がなされる（略式起訴）。

大陪審は、検察官の要請に基づいて裁判所に設置される組織であり、検察官の請求により大陪審の審査に付された事件について、罪を犯したことを疑うに足る相当な理由の存否を判断し、起訴すべきか否かを決定する。大陪審は、連邦においては、16名から23名の市民で構成され、その中の12名が同意すれば起訴することができることとされているが、各州におけるその構成等は州によって異なる。

大陪審では、召喚令状（subpoena, サピーナ）により、被召喚者に対し、出頭・証言や書類その他の証拠物の提出を求めることができる。被召喚者は、召喚令状に従う義務があり、正当な理由なく証言等を拒んだ場合、法廷侮辱罪による処罰等の制裁を受けることがある。大陪審の審理において、検察官は、召喚令状を利用するなどして様々な証拠を提出することになるが、被疑者及びその弁護人は立ち会うことができず、被疑者による反証も許されていない。

大陪審における審理の結果、起訴を相当と判断された場合には、検察官があらかじめ作成した正式起訴状（indictment, インダイトメント）に陪審員長が署名し、これが裁判官に提出される（正式起訴）。

#### (5) 公訴提起後の手続

ア このようにして起訴がなされると、被告人は、罪状認否手続（arraignment, アレインメント）に付される。罪状認否手続は、公開の法廷において、裁判官が、被告人に対し、正式起訴状又は略式起訴状記載の公訴事実を告げた上で、これに対する被告人の答弁を求める手続であり、通常、起訴から数週間以内に行われることが多いようである。

イ 罪状認否手続において、被告人が有罪答弁又は不抗争答弁（有罪は認めないが争わない旨の答弁）をした場合、公判廷における事実審理を経ることなく、量刑審理に移行する。

ウ 他方、被告人が無罪答弁をした場合には、証拠開示等の手続を経て、陪審等による公判審理（事実審理）が行われ、その後、量刑審理が行われることとなる。

## 2 視察結果

### (1) 司法省刑事局詐欺部(Fraud Section, Criminal Division)における説明（連邦）

捜査、公判等の時系列に沿って連邦の刑事手続の一般的な流れについて説明がなされたが、上記1に記載されていない手続についての説明は以下のとおり。

#### ア 捜査・公訴提起関係

(ア) 詐欺部の捜査は、①内部告発者の情報、②規制官庁による通報、③企業自らの申告、④新聞、メディアからの情報等種々の端緒から開始される。

(イ) （捜査対象者の取調べについて）検察官は、捜査対象者に対して供述を強制できないので、多くの事案において、任意に出頭して供述をするよう促す。捜査対象者が出頭を承諾する場合、ほぼ必ず弁護士が同行する。また、大陪審を通して捜査対象者を尋問することが可能であるが、大陪審では、捜査対象者を不利な立場に置くとみられるため、政策(policy)上行わないことにしている。全くの任意であるが、検察官から、大陪審で自発的に尋問を受けるように持ちかけることもある。

(ウ) 大陪審は、検察官の助言の下、広範な権限を行使するが、個々の構成員は独自に捜査を行う権限は持っておらず、個別に捜査を実施することはできない。関連する証拠を捜査機関が収集し、何を収集したかを証言する。他方、大陪審は、検察官に対し、情報や証拠の提供を求めることができるし、主張内容を確認することもできる。ワシントンDC（以下「DC」という。）の

大陪審は、検察官に対し非常に懐疑的で、積極的に質問がなされるが、保守的な地域では余り質問はなされない。大陪審は秘密裏に招集され、終了後守秘義務がある。裁判官は大陪審の手続には立ち会わない。

- (イ) 訴追(charge)については、大陪審による正式起訴等のほか、例えば、被疑者が逃亡するとの情報を得た場合等緊急な理由から、また、戦略的に、捜査が完了する前に、治安判事(magistrate judge)に提出した捜査官の宣誓供述書に基づく告発状によりなされることもある(注:但し、重罪については、後に大陪審による正式起訴等が行われることになる。)。どちらの訴追によるかは、検察官の裁量である。
- (オ) 逮捕するか否かは検察官の裁量であるが、現在、検察官は、事案の如何にかかわらず、逮捕するのが通常である。逮捕の主たる理由は、裁判所に出頭させ、裁判所から罪状を説明し、裁判所に勾留の要否を決めてもらうためである。

#### イ 公判関係

イニシャル・アピアランスの際、検察官は、逃亡のおそれ、社会への危険が認められれば、公判まで勾留するよう申し立てる。その後、公判担当裁判官は、検察官等に対し、事件の概要、複雑さを尋ね、公判前の申立て及び証拠開示(pre-trial discovery and motions)の日程を決める。被告人側による公判前の申立てには、訴追内容が不十分であるとする公訴棄却の申立てや証拠排除の申立て等非常に広範なものが含まれる。

公判は、小さい事件では1~2日、大きな事件では1~3か月を要するが、大半の連邦事件は1週間で終了する。

被告人は、有罪評決後の申立て(post-trial motions)として、裁判官に対し、公判の瑕疵を指摘し、又は検察側の証拠を基礎としてはこの評決には至り得ないとして評決に異議を唱え、判断を覆すよう求めることができる。

#### ウ 量刑手続

量刑の言渡しの期日は、事案にもよるが、多くは、有罪評決から約3か月後に設定される。保護観察所(probation office)の調査官が、判決前調査報告書(pre-sentencing report)を作成するところ、同報告書は、様々な情報収集に基づき、被告人の経歴、前科・前歴等も含め本件犯罪の全体像を含むものとなる。通常、量刑担当裁判官は公判担当裁判官と同じであり、量刑担当裁判官は、量刑前調査報告書の内容に大きく依拠して量刑を決定する。検察官、被告人側のいずれも、量刑前調査報告書を準備する調査官に対し情報を提供することができるし、報告書が裁判官に提出される前に、その内容に異議を申し立てることができる。

量刑手続においては、裁判官は、どの証拠に依拠するかを決める裁量があり、例えば、被告人が公判で証言をした際に嘘をついたと判断すれば、偽証で訴追されていないとしても、嘘をついたことを考慮に入れて量刑を重くすることが可能である。また、公判で採用された証拠のみならず、証拠能力が低いものを採用することも可能である(ただし、一般論として、いわゆる伝聞証拠、裏付

けのない第三者の供述といった非常に弱い証拠には依拠しない。)。複雑な経済事案の量刑においては、被害者の被害全体、又は犯行に関連する他の行為による被害について、陪審の判断に過度に悪影響を及ぼすとの理由で公判では提出を許されなかったとしても、量刑手続では考慮される。もつとも、弁護士から異議が出され、その主張に理由があれば、裁判官は、証人を出頭させて反対尋問を許すことがあり、その結果、検察側の主張が崩されることもある。

量刑前調査の期間は、事案により異なるが、長くなることもあり、例えば、企業の株価に係る虚偽事実の公表事案の場合、裁判官は全体の被害額を知りたいので、株価にどの程度影響を及ぼしたかなど様々な事実について専門家証人も調べなければならない。複雑な話になると、1年以上を要する。

#### エ 控訴(appeal)

刑の言渡し後、被告人には14日間の控訴申立て期間がある。控訴が申し立てられると、事件は控訴裁判所に移送され、18～24か月をかけて、法的議論がなされる。大半の刑事事件では、地裁の判断が是認されるが、公判の瑕疵により破棄されて差し戻されるものもある。有罪が是認された後、被告人の無罪を示す新たな情報が発見されれば、被告人は控訴後の申立て(post-appeal challenge)をすることができるが、公判時には入手できなかった新たな情報に基づかなければならないため、成功することはほとんどない。

### (2) DC地区公設弁護事務所(Public Defender Service for the District of Columbia)における説明(DC地区)

ア 大陪審における審理は、事案によっては数か月を要する。銃器や薬物等の事案では、証人が警察官だけなので、比較的進行が早く、数週間で起訴できるのに対し、殺人や強姦等の事案では、証人に一般人も含まれるところ、目撃者を探し出し、大陪審に出頭させる必要があり、時間を要するためである。

イ 単純な事案では簡単に保釈されるが、殺人、強姦等の重罪では、起訴前に保釈される事案は通常ない。裁判官は、前科、被疑者の年齢、事案の内容、被害者の数といった事情を勘案して保釈を認めないこともある。

保釈の判断は、DCと他の法域とは異なる。他の州では保釈金(bond)制度があり、犯罪が重くなれば保釈金が高くなる。他方、DCでは、保釈の可否を支払能力を基準として決めるべきではないとされており、①社会への危険、②逃亡のおそれという最低二つの要素を考慮する。社会への危険について、弁護士は、一定の条件を付ければ危険を防止できると主張する。逃亡のおそれについては、例えば、カリフォルニア州在住でDCに短期間滞在しているだけであれば逃亡のおそれが高いことになる。

## 第2 取調べの録音・録画

### 1 制度概要

#### (1) 連邦

連邦においては、被疑者取調べの録音・録画を義務付ける制度は導入され

ていない。

## (2) DC

### ア 取調べの録音・録画制度の導入経緯等

2001年 全米的な議論を受け、対象犯罪を限定せずに録音・録画を義務付ける内容の法案が提出されるも、成立に至らず。

2002年 警察等の改革の一環として取調べの録音・録画に関する規定を含む2002年法が成立。同法は、首都警察本部（Metropolitan Police Department, 以下「MPD」という。）長官に対し、機器を配備したMPDの取調室において、「危険な犯罪」（注1）又は「暴力犯罪」（注2）を犯した者の取調べが行われる場合、実行可能な限り最大の範囲で、取調べ全体を録音・録画するための命令（General Order）を定める義務を課すもの。

（注1）「危険な犯罪」とは、銃器犯罪，風紀犯罪，薬物犯罪に係る重罪，児童虐待，侵入盗などをいう。

（注2）「暴力犯罪」とは，謀殺，故殺，強盗，誘拐，放火，テロ行為，危険な武器を用いた暴行，第一級ないし第三級性的虐待など24罪種及びその未遂又は共謀をいう。

2004年 MPD長官により定められた命令が不十分であるとして，法律により被疑者取調べの録音・録画を義務付ける内容の法案が提出される。審議・修正の上，可決されるが，市長が拒否権を発動したため，再議決を経て成立（2004年法，現行制度の根拠）。

### イ 2004年法による被疑者取調べの録音・録画制度の内容

#### (7) 録音・録画の対象となる取調べの範囲

MPDの警察官による録音・録画装置が配備されたMPDの取調室における身柄拘束下の取調べ

#### (1) 対象犯罪

「暴力犯罪」の被疑者の取調べを対象

#### (ウ) 録音・録画義務の例外

① 録音・録画が実行不可能な場合（例えば，機材が故障し代替装置の利用もできない場合など）

② 被疑者が録音・録画を拒否した場合

#### (I) 録音・録画義務違反の効果

当該義務に違反して得られた供述は，任意性を欠く旨の反証可能な推定を受ける。当該供述が任意になされたことを検察官が明白かつ確信的な証拠により証明したときは，推定を覆すことが可能である。

### ウ 録音・録画制度の実施状況

2006年からは，命令により，自動車窃盗，交通事故死をもたらした犯罪，自動車の無権限使用等5罪種についても録音・録画の対象とし，それ以外の犯罪についても裁量により録音・録画を実施している。

## 2 視察結果

### (1) 連邦（FBIにおける説明）

#### ア FBIにおける取調べの実情

逮捕後ミランダの諸権利の告知をした上で取調べを実施するが、逮捕後6時間以内に被疑者を裁判官のところに出頭させなければならないため、その間に取調べを行う。ただし、被疑者が権利を放棄すれば、6時間を超えて取調べを行うことも可能である。取調べ時間の平均は、1～5時間という感覚。

（弁護士立会権を放棄して取調べに応じる被疑者の割合について）80%が権利放棄をして取調べに応じるとする文献がある。弁護士立会権を放棄して話をするのは、奇妙な心理的現象であるが、人は説明したい生き物だからだと思う。また、犯罪を自認していると気付かないまま犯行自認供述をする者もいる。例えば、強盗殺人事件の共犯者の一人が、現場にいて一緒に強盗を行ったことまで認めつつ、銃の発砲は認めないということがよくある。法的には、強盗を認めれば、強盗殺人全体の責任が肯定され、その者自身が発砲したかどうかは問題ではない。

弁護人を立ち会わせた上で取調べを行うことはまれである。弁護人は、取調べに応じても被疑者に利益になることは何もないとして、ほぼ間違いなく供述拒否をさせる。

#### イ 取調べの録音・録画に対する見解

現在のFBIの立場は、録音・録画の義務付けには反対である。経験豊富な捜査官の多くにとって、録音・録画は、取調べ技術を明らかにすることになるという問題がある。適法な行為であって、法的には問題がないことであっても、悪いことをしているように見えて陪審が被告人側に不当に肩入れするのではないかとの懸念がある。例えば、取調べ官が取調べにおいて被疑者に対して嘘をつくことは法律上問題がなく、裁判所も是認しているが、これを見せられた陪審は被告人に同情する危険がある。また、例えば性犯罪において、取調べ官は被疑者の言い分にうなずきながら、被疑者から自白を得ることがある。これについても、被疑者の言い分にうなずいている捜査官の姿を陪審が見れば印象が悪くなるおそれがある。

一般論として、検察官には、ビデオ録画が最良の証拠だという認識があるため、録音・録画がなされることを望む。被疑者への質問、被疑者の反応・回答から、暴力、強制等がなく、自主的に自白をしたことが分かるから、適正手続を証明できる。裁判所も、視聴覚に訴える証拠を好む傾向があるし、陪審員も期待している。録音・録画の実施件数は増えており、個人的には、将来、より録音・録画の流れが強まっていくと考えている。

#### ウ 裁量的な録音・録画の実施

裁量的な録音・録画の実施は可能であるが、相当ハイレベルの上司に承認を得なければならない。録音・録画を承認すべきかどうか、また、いつの段階で承認をすべきかが政策(policy)で定められているが、考慮されるポイントとして、以下のようなものが挙げられる。

- ・ 取調べの目的は、証拠収集か、情報分析か、その双方か。もし訴追を目的とするのであれば、犯罪の内容、犯罪の重さはどうか。
- ・ 認識や知情性を立証したいのか。自白は立証の助けとなるのか。
- ・ 当該被疑者が自分の言葉で話しているビデオを見ることにより、被疑者の年齢、精神状態、教育レベル、言語能力等により提起される任意性についての疑いを反駁するのに役立つか。
- ・ 取調べ中に信頼できない供述をしていると思ったとき、虚偽供述罪で訴追できるか。
- ・ 事案を立証する他の証拠はあるのか。
- ・ 公判に関与する裁判所や検察官の録音・録画に対する傾向はどうか。多くの裁判官は録音・録画を好むし、期待すらしている。
- ・ 州の捜査機関が関与したスクフォース(注：司法省刑事局執行運用部長の説明によれば、「FBI, 麻薬取締局 (Drug Enforcement Administration, 以下「DEA」という。)等様々な捜査機関の専門家が集まり、検察官が全体の流れをチェックする枠組み」とのこと。)ができている場合、当該地域の法律はどうなっているか。州で録音・録画が義務付けられていると、録音・録画をしないまま捜査を進めると、最終的に連邦ではなく州で訴追をしようとしたときに問題が生じてしまう。
- ・ 同一事件又は関連事件において、共犯者等の取調べが録音・録画されているか。一貫性の問題である。
- ・ 取調べ対象者が協力者になる見込みがあるのか。録音・録画を見せることでそうなる見込みがあるのか。

どの要素も一つだけで決定的になるものではないし、また、答えがイエスかノーかで承認・不承認の方向性がどちらかに決まるというものでもない。

一般的には、録音・録画を行わないのが原則であり、行うのは例外という位置付けである。現在裁量的に録音・録画を行っている割合は、正確には分からないが、全事件の50%を大きく下回ることは間違いない。全過程を録音・録画する場合もある。DCやボルチモアといった大都市の州の裁判所においては、特に薬物事案や銃撃事案では、供述者が報復を恐れて後になって供述を翻すことがよくあるため、自白のビデオは有効であるが、FBIの場合には、必ずしも当てはまらない。録音・録画が効果的かどうかを考える上での基準は、録音・録画の存在により、争いなく有罪答弁で終わったという事件数がどのくらいあるかということになるであろう。一般論として、検察官はFBIに対して録音・録画を求めるが、FBIは慎重に検討しており、録音・録画がどの程度行われ、どの程度の効果があるか、現在パイロットプログラムにより政策(policy)を作ろうとしているところである。

## (2) DC地区

ア MPDにおける説明(実際の取調べのビデオの視聴、取調室、取調べの録音・録画機器等の視察を含む。)

### (7) 取調べの実情

取調べ時間に関する法的規制はなく、事案や供述内容による。途中で休憩することは通常ないが、例えば被疑者がアリバイを主張したので、それを調べてからまた取調べを行うということはある。

被疑者のうちの半分程度は弁護人の立会いを求めるが、弁護人が立ち会って取調べがなされることはない。取調官が、「他の共犯者が何を言っているか。私はあなたがやったことを知っている。言いたくなければ言わなくていいですが、言わなければ明日裁判所で私がこれを話すことになる。自分の言い分を話すよいチャンスですよ。」と言うと、被疑者は「ちょっと待ってくれ、言い分を話す。」ということになることがある。弁護人の立会いなく取調べに応じる理由は、人それぞれであり、自分の言葉で説明したかったり、正当化理由があったりするのかもしれない。また、被疑者にすれば、犯罪を犯したことを警察がどこまで知っているかを見極めたいということがあるだろう。

一部だけ認めることもあるので、自白率を算定するのは難しいが、完全自白は、10～20%という感覚。司法取引をして有罪答弁をする者は、刑期の軽減という大きな利益があるから罪を認めるが、取調べで自白する者は少ない。

#### (イ) 取調べの録音・録画制度の内容

従前は、長時間取調べをして、自白した場合に最後のみを録画していたが、今では全てを録音・録画している。身柄拘束中の取調べとは、逮捕後の取調べ、又は取調べを受けている者が自由に退出できない場合の取調べを意味する。被疑者が、自由に帰ることができないと思えば実質的な拘束であり、そのときに、なぜそう感じたのかが常に問題になる。警察に連れてくるまでのパトカー内など移動中は極力質問せず、自発的な発言があれば録取する。

被疑者を身柄拘束しないで取り調べるときも、なるべく裁量的に録音・録画を実施することとしているが、目撃者については、被疑者と同じ権利を持っているわけではないので、録音・録画を実施しないことが多い。また、他人を売ったことが発覚するのを避けるため録音・録画を嫌がることもある。

#### (ウ) 取調べの録音・録画の実施手続

通常、被疑者の入室前から録音・録画を開始する。独り言を言ったりすることもあるため、取調べ前の被疑者の態度も重要である。取調べが終わっても被疑者が取調室にいる限り録音・録画を続ける。取調室内の独り言や電話の内容についても証拠として使用することが可能である。

刑事は、被疑者に対し、「あなたは逮捕されました、自由に退出することはできません。」と告げ、ミランダの諸権利告知の前に、英語の読み書きができるか、斟酌して判断を間違えることがないかなど確認する。法律上、警察署での取調べは録音・録画すると規定されているだけであり、録音・録画をしている事実は被疑者に告知する必要はない。もっとも、部屋のカメらはよく見えるところにあり、取調室は小さいので、すぐにカメラに気付くと思われる。なお、録音・録画については、主に被疑者が見えるという構図（刑

事の背中側から撮影)であるが、被疑者の態度・反応、発言内容が問題なので、被疑者をよく撮ることができるようにしている。

録音・録画を開始すれば、原則として停止することはできないが、被疑者が撮影を拒否した場合には、拒否しているところを録音・録画した上で、停止することが可能である。被疑者が撮影を拒否することはほとんどない。休憩が必要な場合には、例えば、「今は午後〇時です。これから休憩に入ります。」と言って停止する。本人の拒否と物理的な故障以外に、捜査官が裁量で録音・録画を止めることはない。

取調べをした刑事は、録音・録画に加え、概要を報告書に記載する。

#### (イ) 取調べの録音・録画の効果

録音・録画に対し、法執行機関は概して消極的であるが、MPDではこれに慣れたところであり、

- ① 被疑者は、自白した後に翻すことはできない
- ② 強制的な自白との主張を封じる効果があり、そのような主張から警察官を保護するものである
- ③ 上司がビデオを見て、刑事の取調べの様子を確認し、その問題点を把握してトレーニングできる
- ④ 取調べの上手な刑事の録音・録画を見てその例から学ぶこともできるという利点があるのに対し、問題点は、機器の設置費・維持費の問題、ディスクをファイリングすることの煩雑さにすぎない。録音・録画により取調べに悪影響があるとは感じない。

#### (オ) 取調室等視察(別添写真参照)

5～6室の取調室が一行に並び、廊下の両端には鍵のかかったドアがある。廊下を挟んだ取調室の反対側はマジックミラーになっていて、その向こうには刑事らの執務室がある。更に、取調室と別の場所にあり、映像を確認することができるモニタと記録用DVDレコーダが設置された部屋も視察した。説明内容は以下のとおり。

被疑者が仮に取調室から逃走したとしても、廊下の端のドアも施錠されているので廊下から外に出ることはできない。以前はカードキーを使用していたが、カードキーを奪われて脱走される危険があるのでテンキーでパスワードを入力して解錠する方式に変更した。被疑者が座る椅子が金属むき出しになっているのは、血の付いた被疑者などもいるし、簡単に洗えるようにするという意味があり、被疑者の椅子がボルトで固定されているのは凶器として使用されないためである。逃走防止のため、逮捕された被疑者の取調べ中は、基本的に、椅子の下の足かせで固定することになっている。壁には防音措置が施されており、集音マイクは取調室内の隠れたところに設置されている。

### イ DC地区公設弁護士事務所における説明

#### (ア) 取調べ等における弁護人の関与

事件を受任すると、まずどういう罪状でどういう捜査が行われているのかを調べる。受任から24時間以内に、事実関係について、調査員と一緒に現

場に行ったり、目撃者に質問したりして、なるべく調べる。

大多数の事案で依頼者に最初に会うのは、イニシャル・アピアランスの直前である。警察は、ミランダの諸権利を告知する際、弁護人なしでの取調べに応じるか確認する。被疑者が、弁護人と話さない限り取調べを拒否すると言えば取調べを終了するが、取調べに応じた場合、弁護人の立会いなく取調べが行われる。したがって、依頼者に初めて会うときには既に取調べは終わっており、通常、取調べに立ち会うことはない。取調べの前に依頼者に会わないので、助言もできない。一般論としては、取調べには一切応じるなど言う。仮に無実であるとしても、余計な証拠はない方がよいからである。

被疑者が、弁護人の立会いの下で取調べに応じると言えば、理論的には立ち会うことができるが、その場合には警察は取調べはしない。弁護人が立ち会えば、(供述しないように助言するため、)取調べにならないことを分かっているからである。

警察の説得方法は、強要的(coercive)であり、特に経験のない被疑者は乗ってしまう。後で尋ねると、被疑者は、なぜ話したのか分からないと言う。

被告人が逮捕後どの段階で自白しても、自白によって得られる処分の面での利益は変わらないので、警察で自白する必要はなく、有罪を認めることにした後で話せばよい。警察に話しても、良いことは何もない。しかし、過去に逮捕され、警察に話をして不利益を被ったことがある被疑者であっても、また警察に話をしてしまう。

依頼を受けた際、既に自白している割合はよく分からないが、経験では、半分くらいの依頼者が既に警察と話をしている。警察と話をするが否認するということもある。感覚的には、半分くらいのうちの20～30%、すなわち、10～15%が完全に自白している。

#### (イ) 取調べの録音・録画制度の内容

たまたまどこかで警察官と話したというだけでは対象とはならないが、(身柄拘束中である限り、)警察署の取調室における取調べは全て対象となる(注:全ての身柄拘束中の取調べは、MPDの取調室で行わなければならない)。他方、取調べが取調室内でなされたのではない場合、録音・録画はなされないし、質問された対象者が、供述するが録音・録画は拒否すると述べる場合、録音・録画しないことができる。

警察は、録音・録画制度を定める法律の施行当時から、

- ① メモを作る必要がないので、質問に集中することが可能である
  - ② 正確な記録が作成されるので、法廷で言った言わないの争いはなくなる
  - ③ 被疑者の供述時の態度や質問に対する理解等に関する争いや食事等を与えないなどという不適切な行為がなされたという争いもなくなる
- ことから、任意性を欠くものと推定(1. 制度概要(2)イ(I)参照)の部分を除いて法律を支持している。

法律の大半の規定は遵守されている。従前は質問を始める前の過程を録音・録画していないこともあったが、法律上は、全過程、つまり取調室に入っ

たときから録音・録画が必要であり、現在はそのようになされている。

#### (ウ) 録音・録画結果の証拠としての使用

検察官が、自白の録画されたビデオを証拠としたい場合、弁護人としては任意になされた供述ではないなどとして公判前に排除を求めることが多いが、そのような主張は通常受け入れられない。検察官がビデオを証拠として使用しない場合、証拠規則上、弁護人が利用することはできない。被告人自身が法廷で主張することはできるが、検察官はビデオに対する反対尋問をすることができないから証拠能力がない。

自白を録画したビデオは、最も強力な証拠であり、検察官としてはまず利用するし、証拠として採用されれば、実質証拠として使用される。一部自白であっても使用されることがある。

自白を録画したビデオを法廷で証拠として取り調べる場合、大抵全部は上映されず、権利告知や自白の場面等関連する場面が上映される方がより一般的である。通常、取調べをした刑事が、被告人自身の取調べのビデオの一部ということ証言する。検察官は弁護人にビデオを全部開示し、どの部分を上映するかを告げる。弁護人は、上映される部分の選択に問題があると思えばそのように主張するが、検察官はそのような主張に納得しないことがほとんどである。この場合には、裁判官が弁護人の主張の採否を決定し、弁護人の主張が認められることもある。

裁判所が証拠能力がないと判断する場合として、最も多いのはミランダールの違反である。身柄拘束されていれば権利告知が必要であるため、その人がその時点で身柄拘束されていたかどうか議論となる。その結果として証拠能力が否定されることがある。任意性がないという理由で排除されることはほとんどない。また、一部録画を理由とした証拠排除が法律に規定されているが、実際にはこの理由での証拠排除はなされない。機械が壊れていた、スイッチを入れたと思ったのに入っていなかったなどという説明がなされれば、明らかに故意だと分からない限り排斥されない。

被告人側にとってビデオがあった方がよいかどうかは場合による。取調べの様子が分かるからビデオがあればよいと思う時もあるが、取調べに関する主張が封じられてしまうという問題もある。他方、ビデオがなければ、捜査機関は、事実関係について操作し、例えば、法律で求められる手続を全部遵守しているとは限らないのに、法廷では全て遵守したと言うなど、都合の良い話を作り上げる可能性がある。

#### ウ DC地区上級裁判所における説明

(取調べ状況のビデオの実質証拠としての活用状況について) 多くの取調べ状況のビデオを見てきた。ビデオを証拠として認めないでほしいと被告人が求めることがあり、ビデオの内容を見ると理解できることがある。自白の模様を録ったビデオは、被告人からすれば、非常に悪影響を与えるものである(very prejudicial)ことが多い。

通常、ビデオを見せることができるのは検察側だけであるが、検察官は慎重

でなければならない。否認しているだけのビデオなどを見せても、被告人を助けるだけであり、何の助けにもならないからである。いずれにせよ、(取調べ状況のビデオが) 公判の証拠として受け入れられるケースは多くある。

### 第3 司法取引(有罪答弁制度を含む。)

#### 1 制度概要

##### (1) 量刑ガイドラインにおける恩典付与の枠組

米国の連邦においては、量刑委員会により、連邦量刑ガイドラインが定められており、同ガイドラインにおいては、犯罪の重大性の程度に関する「犯罪レベル」と、被告人の前科等に関する「犯罪歴カテゴリー」を掛け合わせた量刑表によって、適用されるべき基本的な量刑の範囲(ガイドラインレンジ)が決定される仕組みが採られている。

##### ① 3 E 1. 1 (責任の認容)

- 犯罪について責任の認容の明示

- 犯罪レベルを2レベル軽減

- 有罪答弁する旨の適時の意思表示による捜査又は訴追への協力

- 一定の場合、更に犯罪レベルを1レベル軽減

##### ② 5 K 1. 1 (相当程度の捜査協力) 他人による犯罪の捜査又は訴追について相当程度の協力をした旨の検察官による申立て

- ガイドラインにより定められる刑の範囲からの下方逸脱(減輕)が可能

##### (2) 司法取引(連邦刑事訴訟規則11条(c)等)

司法取引の定義は必ずしも明確ではないが、その本質を「検察官の訴追裁量を背景として、処分上の利益と引換えに捜査・公判協力を得ること」と捉えるのが一般的である。司法取引の内容を大きく分類すると

##### ○ 有罪答弁をすることと引き換えに、訴因や量刑における見返りを与える場合、あるいは、有罪答弁に加え、捜査・公判協力することと引き換えに、訴因や量刑における見返りを与える場合(答弁合意)

訴因や量刑における見返りとは、①他の訴因を訴追しない、又はその撤回を申し立てること、②特定の求刑を行い、又は被告人が求める刑に反対しないこと、③特定の刑が当該事案の適正な処理である旨合意すること等をいう。

##### ○ 有罪答弁を求めず、捜査・公判協力することと引き換えに、供述・証言を不利益に利用しないことや、供述・証言に基づいて訴追しないといった見返りを与える場合(非公式刑事免責)

に分けられる。

##### (3) 有罪答弁の受理手続

罪状認否手続(アラインメント)において、被告人が有罪答弁又は不抗争答弁(有罪は認めないが争わない旨の答弁)をした場合、公判廷における事

実審理を経ることなく、量刑審理に移行する。

連邦においては、裁判所は、

- ① 被告人に対する権利等の告知とその理解の確認
- ② 答弁の任意性の確認
- ③ 答弁の事実的基礎の確認

を行う必要があると定められている（連邦刑事訴訟規則 11 条 (b)）。

## 2 視察結果

### (1) 司法省刑事局詐欺部における説明

#### ア 司法取引の意義、プロセス

(ア) 9割以上の事件は有罪答弁で終わる。司法取引は、被告人にとり、他の事案や共犯者への捜査において検察に協力すること等により低い量刑を得るとい利益があり、裁判所や市民にとっても、非常にコストのかかる公判を避け、陪審員となって公判に対応する時間をとらないという利益がある。詐欺事案においては、司法取引は、鍵となる証拠を発見したり、これがなければ捕まえることができなかつたであろう真に責任がある者を捕捉する上で最も重要な手段の一つである。司法取引により、中間的立場にある者の罪状を軽くし、拘禁刑を避けることができる。司法取引において、検察官は、その者の刑事責任と協力に応じて与える利益との均衡を図るとい重要な責任がある。

(イ) 司法取引は、訴追がなされた後を含めていつでも実施可能である。被告人にとって最もよいタイミングは捜査の開始前、開始時という初期段階である。協力の程度が大きいほど、司法取引において有利な条件を求められるし、量刑も有利になる。

(ウ) 司法取引は様々な形で始まるが、通常は、検察官が対象者の弁護人に連絡を取る（対象者の弁護人が検察官に連絡をすることもある。）。捜査の初期段階では、捜査官が対象者の家や事務所を訪問し、対象者に対し、協力する気があるか尋ねる。この訪問がきっかけとなり、検察官、被疑者、弁護人のミーティング（プロファー・セッション (proffer session)）が行われる。このミーティングは、被疑者が、検察官に対する協力に関心があることを示すものであり、また、検察官にとっては、その集団の中で対象者がどの程度の刑事責任を負っているのかを検討し、その者がどの程度強い証拠を提供できるのか判断することができる。このミーティングは完全に任意であり、対象者はいつでも退席できる。

ミーティングは、プロファー・アグリーメント (proffer agreement) という書面による合意の下で行われる。最も重要な規定は、このミーティングの中でその者が話したことは、その者が真実を話している限り、どのような内容であっても、その者に対し不利に使用できないということである。検察官は、その者が話した情報、供述を使って他の証拠を収集することはできるが、その者の供述そのものを不利に使用することはできない。検察官は、ミーティ

ングにおいて、その者が出してきた情報の中で、その者が正直に完璧に真実を話しているか、本当に自分自身の刑事責任を認めているかを判断する。この判断は、以下の2点から非常に重要である。

- ① 検察官は、真実を語る証人のみを証言台に上げる責任があり、嘘をついていると分かった上で証人に証言させると、重大な倫理的違反を犯すことになるため、協力者が真実を話すことの確信が必要である。協力者に対し、知っている事実だけを語るよう求め、何を証言してほしいかを尋ねられても、事実のみを語り、それ以外話さないように求める。
- ② 戦略的なことであるが、証人となる協力者は、上位者等のターゲットの公判において、弁護士から激しい反対尋問を受けることを考慮しなければならない。すなわち、よい弁護人の典型的な手法は、「今は減刑を得たいから罪を認めているが、犯行時は悪いと思っていなかったでしょう。」と尋ねるものであり、証人（協力者）が犯行時における自己の行為の犯罪性の認識を否定すると、証人の信用性が減殺される。だからこそ、協力者の弁護士とともにミーティングを行うこと、そして、その者が完全に真実を話し、責任を完全に認めることが重要である。

そして、検察官は、その者の刑事責任の程度、すなわち首謀者か部下か、その者に対する証拠の強さ、捜査に関して有意な協力の有無及び内容といった要素を吟味して取引の内容を決定する。

#### イ 司法取引の合意に規定される内容

司法取引の合意に規定される内容は、

- ① 有罪答弁をする対象となる訴追事実
- ② 協力内容
- ③ 事実関係（ある行為を悪いと分かった上でしたことを認め、法に反したことの責任を認める。）
- ④ 量刑

であり、①は、協力者にとって最初の重要な利益となる。この取引の一部として、対象者及び弁護士は、訴追の範囲及び程度について限定するように求めることができ、それにより量刑の上限を設定する効果がある。④は、協力者が得られる二つ目の利益であり、もしその者が捜査に協力して真実を公判で証言すると、検察官はその協力事実を量刑担当裁判官に知らせ、量刑を軽くする方向で考慮するよう求める。実質的かつ真実の協力をした者は、量刑手続において大きな減刑を得ることができる。

#### ウ 司法取引を活用した具体例

ここ10～15年、司法取引がなければ決して起訴できなかった、あるいは捜査に相当時間を要したと思われる、非常に重大な犯罪の事例において、司法取引により指導者を有効に訴追し処罰することができた。

エンロン事件(ENRON)においては、相当上級の執行役員の一人がCEO及びCFOに対して証言した。非常に巨大な証券詐欺があったワールドコム事件(WORLDCOM)においては、CFOがCEOに対して証言した。いずれも非常に

複雑な会計上の問題を抱えた事案であり、上級の内部者が協力をして、検察官・陪審に対し、事実関係及び CEO の犯意を説明することが決定的に重要であった。70億ドルの証券詐欺であるスタンフォード(STANFORD)事件において、スタンフォードは、自分の銀行の証券で金利を保証すると嘘を言って投資を募った。CFO がスタンフォードに対して証言したが、最も大変だったのは、CFO に自己の行為の背倫理性を認めさせることであった。他の上級役員と同様、CFO は自分が悪いことをしていないと信じ込んでおり、悪いことをしたと認めようとしなかったからである。

ギャレオン事件(GALLEON)、ヘッジファンド・エキスパートネットワーク事件(HEDGE FUND EXPERT NETWORK)、ボースキー事件(BOESKY ("GORDON GEKKO")),「ウォール街(Wall Street)」という映画のモデルになったもの。)は、ウォール街における3つのインサイダー取引事案であるが、既に犯罪が終了した事案における捜査とは異なり、まだ犯罪が進行中に協力者を用いて捜査を行った。

#### エ 供述の信用性確保手段

供述の信用性確保の観点から重要なことは、以下の3点である。

- ① 協力者の供述だけで公判に臨むことはできないので、何らかの他のソースから得られた独立の裏付け証拠があることが非常に重要である。
- ② 司法取引の合意において、他人に関して虚偽の事実を述べた場合、その合意は白紙に戻すという条項が入っており、その者の供述をその者自身に対して不利に使用し、最高の刑を求刑することが可能であるため、嘘をつくことが抑止される。
- ③ ホワイトカラー事案の協力者は、自分自身の刑事責任を当初から完全には認めず、数回のミーティングを経て証拠を突きつけられて責任を認めていくところ、その供述の変遷は全て開示され、公判では反対尋問の基礎資料となることも重要である。

#### オ 有罪答弁の受理手続

被告人が有罪答弁を行う際、裁判官は、被告人が本当に権利を理解しているか、公判に進むこともできることを理解しているかどうか、事実関係はどうか、本当に犯行を行ったのかなど、非常に厳しく尋問する。もし被告人がためらったり曖昧な態度をとれば、有罪答弁を受け付けない。したがって、本当に罪を犯した者のみが有罪答弁をするシステムになっている。このシステムは米国にとって重要であり、単に効率だけを求めるものではなく、常に公平、公正を担保している。

### **(2) 司法省刑事局国際組織犯罪対策顧問(Counselor for Transnational Organized Crime and International Affairs)等の説明**

#### ア 司法取引のプロセス

- (7) 司法取引の方法は、経済犯罪でも組織犯罪でも変わらない。捜査を下位の者から上位の者、最上位の一段下まで進め、最上位の者を訴追するための協力をさせる。組織犯罪の場合、危険が大きく、捜査していることをできる限

り秘匿したいという点異なる。

最も下のレベルの者を対象にし、その者の麻薬取引等を捉え、秘密にコンタクトをとり、協力を持ちかける。通常の司法取引と同じプロセスをとるが、全て水面下で行い、取引内容も裁判所で封印し表に出さない。そして、その者を組織に戻し、録音装置を体に着けて仲間から供述をとらせ、おとり捜査官同様の働きをさせる。協力者は、露見すれば殺されるし、また、いつ寝返るか分からないので、危険な手続である。したがって、組織に戻すときには、組織内に別に情報提供者がいて状況を把握できるとか通信傍受ができるなど、必ず他の形でモニターできるようにしている。協力者に対する脅威を実害が生じる前に察知して、協力者を組織から離脱させて逃がすことができるようにするためである。証人の家族は別の場所に移して保護する。

捜査協力者を犯罪組織に戻すことについては、法律上の規定はなく、政策(policy)で規制している。検察官は、協力者に対し、例えば、協力者が暴力的なことをしてはいけないという指示を行う。他方、検察官は、協力者が犯罪組織に戻れば別の犯罪に加担することも分かっているので、それをなるべく最小化すべく意を用いる。例えば、投資詐欺事案において、協力者が被害者に電話をかける役割を果たしていたとすれば、この協力者を組織に戻す場合、新たな電話をして新たな被害者を作ってはいけないと指示する。協力者が新たに電話することができないことについて協力者から組織に対する弁解を考えなければならない一方、他者から有益な供述をとるには協力者を従前となるべく同じ立場に戻さなければならない。このように、非常に微妙な線を渡るので、長期間協力をさせず、せいぜい数本の電話を仲間にかけて情報をとる程度であり、新たな者を協力者にして捜査を進める。同意録音を活用する(一方当事者が同意すれば傍受令状を要さず録音することが可能。)ことにより、一日のうちに上位の者まで捜査を進めることが可能になる。非常に緊張するオペレーションであり、ルールに従っていなければ裁判官から証拠を排除されてしまうが、成功すれば非常に効果的である。

- (イ) 司法取引においては、弁護人を関与させられる限りは関与させるが、少し例外がある。逮捕時の権利告知に対し、被疑者から弁護人を不要とする意思が確認された場合、書面で合意をして、短期間だけ協力させる。一日だけ電話することや関係者に接触すること等を求め、協力が後の量刑で有利に作用することを合意する。通常はその日の夜だけ協力をさせ、その後裁判所に出頭させる。長期間協力してほしい場合には、最初から裁判所に出頭させ、弁護人も付いた上で強力な取引をする。

非常に危険なオペレーションへの協力なので、弁護人にとっては非常に厳しい仕事である。どのようなリスクがあるかなど協力内容をよく説明しなければならない。元の組織に戻って協力することはできないが証人にはなってもいいという場合もあるから、検察官とともに適切な協力方法を考えることになる。

弁護人が組織に対して情報を漏らすことは依頼人との関係で義務違反とな

るが、その懸念はある。捜査官が被疑者に協力を持ちかけたとき、被疑者が、「弁護人が、実は組織のために働いているので、自分が協力することを認めてくれない。」と言うことがある。他に弁護人の当てがないと言う場合、捜査官は被疑者を裁判官のところに出頭させる。裁判所は、質問により他に弁護人の当てがないことが真実であることが認められれば、持っているリストから裏弁護人 (shadow counsel) を選任する。公設弁護人の場合もあるし、貧困者のための弁護人のパネルから選ばれる場合もある。この方法は、全ての地域で用いられているわけではないが、少なくともニューヨークでは用いられている。もっとも、例としては余りなく、通常は被疑者が自力で誰かを見つける。

#### イ 有罪答弁の受理手続

司法取引における裁判官の役割はかなり限定されているが、取引をした被告人が起訴され、有罪答弁を行い、連邦刑事訴訟規則に従った手続を行う際には、少なくとも30分は質問して事実関係を確認する。他方、任意かつ権利を理解した上での答弁という要件を満たせば、裁判官は答弁合意を拒絶できない。

書面で提出されるのは合意書のみであり、特別な証拠資料を提出させることはない。裁判官は、検察官に対し、十分な証拠があるのかと質問し、検察官から、事実関係、証拠関係を口頭で説明することになる。州では違った手続があるが、連邦の手続と大抵類似している。

### (3) DC地区連邦検事局 (United States Attorney's Office for the District of Columbia) における説明

#### ア 司法取引のプロセス

85～90%の事案は司法取引で終了する。DC地区における司法取引、有罪答弁の受理手続については、DC地区上級裁判所刑事訴訟規則11条に基づき行われるが、連邦刑事訴訟規則11条とほぼ同じ内容である。

なるべく早く司法取引を成立させるには、通常求められる手続を受ける権利を放棄させる必要がある。例えば、被疑者には逮捕後3～5日の間に予備審問 (preliminary hearing) を受ける権利があるが、被疑者には司法取引で良い条件を得るために予備審問を受ける権利を放棄するよう求める。被疑者は、予備審問に臨み裁判官による釈放を求めたいと考える場合もある。

#### イ 有罪答弁の受理手続

裁判官は、有罪答弁をする代わりに非常に価値のある権利を放棄している旨告知し、検察官に対して、事実関係、合意内容を説明させた上、被告人に対し、検察官が言ったことに同意するか尋ねる。

裁判官は、検察官が提出する情報、すなわち捜査官が事実関係を説明した宣誓供述書のみを有しており、公平性の担保のため、他のところから情報を得ることはできない。裁判官が、事実関係が真実ではないと思ったときは、多くの質問をするが、規則上、両当事者が合意している答弁については受け入れなければならない。

被告人は、能力のある弁護人を依頼する権利があるが、昨年、最高裁は、

有罪答弁をするときであっても能力のある弁護人を選任する権利を持つことを明らかにした。もし被告人が罪を認めていても、弁護人が誤った助言をして有罪答弁させたとすれば、上訴審で有罪答弁は覆される。

#### (4) DC地区公設弁護人事務所における説明

司法取引が失敗することが最も多いのは殺人の事案である。また、司法取引は、正当な抗弁がある場合には成立しない。

重大な犯罪については、検察官が取引を受け入れない。80～90%の事案で司法取引が成功すると聞くとのことであるが、80～90%という数が誤解を与えるのは、全ての罪種を含んだ数字だからである。

殺人事件の遺族は司法取引を好まないが、検察官に最終的な決定権がある。例えば、遺族が一級殺人にすべきとどれだけ強く思っていたとしても、客観的に見て、二級殺人で取引の申出をすることが適当である場合、遺族の意見に従うことにはならない。遺族が反対する場合、検察官は遺族と話をして、その言い分を聞くこともあるが、最終的に自分の決定を維持することもある。

一般論として、検察官は、世間からどう見られるかを強く気にしている。耳目を集める事件では、メディアも報道するので、検察官は、公衆がどう見るかを考慮に入れる。世間が二級殺人にすることを受け入れないと思えばそうすることをためらうことがあると思われる。しかし、特にDCでは、殺人だからといってメディアが注目するとは限らず、ほとんどの殺人事件についてメディアは知らないか取り上げないため、二級殺人にすることをためらう必要はない。もっと小さな街であれば、殺人事件は大事件なのでそうはいかないであろう。

## 第4 刑事免責

### 1 制度概要

連邦においては、制定法上の制度として、裁判長など手続の主催者が命令を発することにより、自己負罪拒否特権を消滅させた上で証言を強制する刑事免責制度があり、命令により強制された証言等については、偽証罪で訴追される場合など一定の場合を除き、証人に対する刑事事件で不利益に使用することができないこととされている（いわゆる使用免責）。（合衆国法典第18編第6001条以下等）

### 2 視察結果（司法省国際組織犯罪等担当顧問の説明）

(1) 刑事免責は、限定的であるが重要な制度である。対象者の関与の度合いが大きいものではなく、訴追可能であるが訴追するだけの価値がない場合や協力を求めても協力が得られない場合、この手続を用いる。

刑事免責は、特に捜査の初期段階で求められる。犯罪の中で重要な役割を果たしている者の情報を入手したい場合、まず関与の薄い者を選び、同人が自己負罪拒否特権を主張することが想定されるので、裁判所による証言命令を得て大陪審で証言を求める。嘘をつけば訴追されるから、訴追されないためには本当のこと

を言うしかないと説明すれば、よほどの悪人でない限り、嘘はつかない。

- (2) 刑事免責よりも答弁取引の方が使いやすい。刑事免責の場合、免責の対象者は犯罪組織に属しながら、自らは処罰されることなく免責されるのに、他者を処罰させるための証人になるため、陪審員から信用されない。答弁取引の場合、協力者の刑期は短くなるが、刑を受けること自体には変わりなく、また、嘘をつけば刑期が長くなることもあり、その信用性は高くなる。

司法取引は、量刑ガイドライン5Kの導入により容易になっている。弁護士は、従前公判段階と量刑段階の二段階で争うことができたのが、量刑ガイドラインの導入により、量刑段階で争うことが困難になり、事実認定を争って有罪になり長期の刑を受けるよりも協力する方がよいという発想になった。量刑ガイドラインは、当初義務的なものとされていたが、近年、最高裁により勧告的なものにすぎない旨判示された。もっとも、裁判所は、今でも量刑ガイドラインに大抵従っている。

## 第5 通信・会話傍受

### 1 制度概要

#### (1) 法律上の根拠

連邦においては、包括的犯罪防止及び街路安全法第Ⅲ編により、有線通信（携帯電話を含む電話通信）、口頭会話及び電子的通信（電子メール等のインターネット通信、ファクシミリ通信等）の傍受に関する手続等が定められている。

#### (2) 対象犯罪

有線通信及び口頭会話の傍受が認められる対象犯罪は、各種薬物犯罪、出入国関連犯罪、謀殺、誘拐、強盗、恐喝、詐欺、横領、贈収賄、捜査妨害関連犯罪、マネーロンダリング、重罪に当たるわいせつに関する犯罪、児童の性的搾取、児童ポルノ関連犯罪等であり、電子的通信の場合は、連邦の重罪（法定刑として1年を超える拘禁刑が定められる罪）一般とされている（合衆国法典第18編第2516条）。

#### (3) 傍受令状

傍受には、裁判官により発付される傍受許可令状が必要であり、令状請求を受けた裁判官は、

- 当該個人が対象犯罪を行ったか、行いつつあるか、又は行おうとしていると信じるに足りる相当な理由があること
- 傍受によって、当該犯罪に関する特定の通信が得られると信じるに足りる相当な理由があること
- 通常の捜査手続が試みられたが失敗に終わり、通常の捜査手続が成功する見込みはないと考えられる合理的な理由があり、又は通常の捜査手続は危険すぎると考えられる合理的な理由があること
- 傍受の対象となる設備等が、当該犯罪の実行に関連して使用されている

などと信じるに足りる相当な理由があること  
 の4要件が満たされていると認めた場合には、傍受許可令状を発することができる（同第2518条(3)）。

傍受期間は、最大30日間であるが、延長が可能であり、延長回数に制限はない（同条(5)）。

## 2 視察結果

### (1) 司法省刑事局執行運用部長(Director, Office of Enforcement Operations)等の説明

#### ア 通信傍受の有用性

組織犯罪対策においては、①通信傍受、②証人の安全の保護プログラム、③犯罪組織全体を一括して訴追できる法制の3つの手法が決定的に重要である。

通信傍受の結果は録音され、法廷に提出して証拠として用いることができる。多くの場合、非常に強力な証拠であり、有罪率は非常に高くなる。

#### イ 通信傍受の承認の手続

通信傍受は、組織犯罪、暴力犯罪、薬物密輸、汚職事犯対策で最も重要な捜査手法なので、一年に何千という申請があるところ、執行運用部には28人の検察官がおり、連邦の通信傍受の申請について法的要件を満たしているか毎日審査している。

承認手続は以下の手順で行われる。

- ① まず、FBIやDEA等の捜査官が、その時点までの捜査状況を詳細に説明する宣誓供述書を作成し、通信傍受の必要性を説明する。
- ② 捜査官は、宣誓供述書のドラフトを連邦検事局の検事補に提出し、検事補が内容をチェックする。
- ③ 検事補が承認した場合、執行運用部電子監視室(Electronic Surveillance Unit)において、所属の検察官が、法的要件及び政策との適合性を審査する。
- ④ 電子監視室が承認した場合、司法次官補代理(刑事局担当)が確認する。
- ⑤ 司法次官補代理が承認した場合、連邦検事局の検事補が地方裁判所の裁判官に令状請求する。

件数が多いため、③の審査については3.5～4日を要する。一人が確認した後で上司が確認し、非常に機微な事案なら更にもう一人の上司が確認し、慎重を期している。このように、十分に審査しているから、令状請求した事案ではほぼ全て令状が発付されている。

#### ウ 通信傍受の実施手続等

(ア) 電話会社において通信傍受のためのセットアップを行うが、傍受を実施するのはFBIの事務所である。非常に機微な会話がなされるので、電話会社関係者に聞かせるべきではなく、その立会いは求められない。

検察官は、通信傍受を開始するとき、全捜査官とミーティングをし、捜査官に対して書面で指示を与える。

聴取の方法は、具体的には、通話が始めると、会話を一定時間聞く。内容

が犯罪に関連しないと判断すれば切り、短時間待って、またスイッチを入れて、会話を聞く。また無関係な話であればまたスイッチを切り、関係があれば聞き続ける。この手続を最小化といい、犯罪に関連する会話のみを聞くことを確保するための手段である。

また、犯罪に関する限り全ての会話を聞くことができるが、一般的な話、例えばガールフレンドのこと、スポーツのこと等を聞くことはできない。また、対象者が弁護士と話をして法律的なアドバイスを求める場合等特権の対象となるものであれば聞くことはできない。

ログシステムにより傍受実施中の通話履歴が記録されるし、録音とともに捜査官が通話内容の概要をメモしており、これらが整合することが大切である。

- (イ) 電子メールを傍受する場合、当該事案の捜査に関与していない捜査官が犯罪との関連性を最初に判断し、犯罪に関連するものである場合、捜査担当者に提出するが、そうでない場合は封印して裁判官に提出する。
- (ウ) 通信傍受が承認されると、捜査の進捗について定期的に裁判官に報告しなければならない。報告の頻度は裁判官の裁量であるが、10～15日に一回報告を求められる。

傍受は、場合によっては1年も続くことがある。

- (E) 被告人は、傍受令状や全ての録音結果にアクセスすることが可能であり、また、通信傍受により得られた証拠について、傍受が法的に要件を満たしていない、録音を正しく行っていないなどとして異議を申し立てる権利がある。その場合、地裁の裁判官が、証拠能力を判断し、法律に従っていれば証拠能力が認められる。ほぼ必ず異議申立てはなされるので、捜査機関は、異議申立てを予期して、非常に慎重に通信傍受を実施する。異議申立てが成功する事案はほとんどなく、1000件中5～10件である。成功する場合の主張の一つは、捜査機関は既に十分な証拠を持っており、それに加えて通信傍受をする必要はなかったという主張である。もう一つは、通信傍受を適切に実施しておらず、弁護人と対象者の会話等聞くべきでないものを聞いたという主張である。
- (オ) 犯罪者は、多くの場合、暗号を使って話をするので、その内容の説明が重要であるところ、協力証人は傍受内容の良い補強になる。逆に、証言の補強になるのが通信傍受でもある。証言が嘘のように聞こえても、傍受結果の録音を再生することで、陪審員は証言が真実だと納得する。

## (2) FBIにおける説明

### ア 通信傍受の有用性

通信傍受は、あらゆる事案で有用であるが、典型的な犯罪類型として、秘密裏に行われる薬物犯罪、汚職を挙げることができる。汚職事件における通信傍受の活用例のうち最近特に有名なものとして、ブラゴエビッチ事件 (Blagojevich case) がある。オバマ大統領が大統領に選出されたことで上院議員の空席ができたところ、イリノイ州の知事であったブラゴエビッチが、政治的

に有利な取り計らいを受けることと引換えにその席を売ろうとしたという事案である（注：州選出の上院議員に空席が出た場合，州知事が後継者を指名できる）。この事件においては，通信傍受によって犯行が裏付けられ，有罪判決が得られた。世間の注目を非常に集め，政治的廉潔性を保つことに通信傍受が役立った例である。他方，通信傍受の問題点は，通信傍受に依存している事案では，傍受結果が証拠排除されると事件が成り立たなくなることである。通信傍受が，物理的監視，おとり捜査，秘密の情報提供者の利用等他の捜査手法と併せて用いられていればよいが，事案によっては，通信傍受しか利用可能な捜査手法がない場合もある。その場合，通信傍受結果が証拠排除されれば，事案の全部が崩れる。

#### イ 通信傍受の承認手続

通信傍受対象としている電話が犯罪に使われるとの関連性を疎明できていないような場合などには司法省から承認を拒否されることがある。感覚的には，拒否されるのは5%程度。

#### ウ 傍受の実施手続

(ア) FBIのフィールドオフィスに傍受室(wire room)があり，そこで傍受が実施される。傍受室では秘密の確保が図られており，同室に出入りする者は記録される。

傍受の実施に先立ち，連邦検事局の検事補と会議をして，傍受すべき内容について協議し，最小化の訓練も行われる。検事補は，実際の傍受の際には立ち会わないが，傍受室には検事補の電話番号及び主任捜査官(lead agent)の電話番号が書いてあり，傍受すべき内容について疑義が生じた場合など即座に電話で相談できるようになっている。

最小化は，弁護人が異議申立ての理由とする，非常に重要な手続であり，捜査官は非常に注意深く最小化を行わなければならない。犯罪との関連性を短時間で見極めることは非常に難しいものがある一方，ある程度の期間にわたって会話を聞き続けていけば，会話のパターンが見えてきて識別は容易になる。このため，裁判所も，通信傍受の初期段階である最初の5日間程度は，最小化のための傍受の時間を長くとることを認めている。その後はその時間が長いほど弁護人から攻撃されるので，短時間だけ傍受して関連性の有無を判断しなければならない。

特権が認められている会話の排除も，弁護人が異議申立ての理由とする重要な手続である。2010年，アリゾナ州選出の下院議員の汚職事件において，特権で保護される会話まで傍受してしまったため，議員側が通信傍受記録の証拠排除に成功したことがあった。実際には，録音した膨大な通話の中で，ルールを守っていなかったのはごく一部であったが，通話記録全てが証拠排除された。

傍受結果の録音は一切消去せず，それを弁護人に開示し，弁護人において分析し，異議申立てに利用する。

(イ) メールやテキストメッセージ，ファックスの傍受については，ライブで最

小化することができないため手続が異なり、文書全てを傍受して、後で内容を見て関連性を判断する。少人数の者が関連性を判断し、関連性があれば当該事案の捜査担当チームに提出するが、関連性がなければ提出しない。

- (ウ) 使用する携帯電話を次々と変えたり、電話番号を次々に変更して電話を変えたように装って、通信傍受を免れようとする者がいる。その場合、新たな番号一つ一つについて令状を取るのは大変なので、同じ個人が使っている限りどの番号に変わっても既存の令状のままで通信傍受ができるという措置が明文で認められている(roving)。ただ、例えば、声色で明確に認識できるというように、同じ人が使用している電話番号である、ということが明確に根拠付けられなければならない。より侵襲的な(intrusive)方法であるだけに、事前の審査もずっと厳しいものになる。

### (3) MPDにおける説明

ア 電子的監視は、連邦法及びDC法のいずれも規定がある。DCは連邦法に服しており、DC法で規制する場合には連邦法より厳しく規制しなければならない。すなわち、連邦法が最低ラインである。

#### イ 一方当事者の同意による録音・録画

二人が会話をしている、そのうち一人が録音・録画に同意をしている場合、DC法上令状なく録音・録画が可能である。一方当事者の同意による録音・録画については、捜査担当の副署長の承認を得て行う。DC内でのみ可能であり、DC外では管轄する機関の協力を得なければならない。MPDの中に電子監視室(Electronic Surveillance Unit)があり、同室が、カメラや録音装置などを提供し、必要なときに援助する。当事者の同意を得れば、録音・録画を実施する場所に制限はなく、カメラを体に取り付けることも可能である。公共の場所に設置されたカメラの場合、ライブでモニタするには警部補以上の人間が見ていなければならないこととされている。

ウ 通信傍受(MPDの説明は、基本的に連邦と同様のものではなかったため、(1)、(2)と説明が重複する部分は除く。)

傍受結果は、犯罪者が自分の言葉で自分の犯行を語っているのを示すことができる非常に強い証拠である。他方、侵襲性の高さゆえに、合衆国憲法修正4条の規制を受け、裁判官は、非常に慎重で、厳しい規制の下で行われる。傍受令状の宣誓供述書は捜索令状の場合と非常に似ているが、侵襲性の違いから、必要性を記載するところが異なる。

MPDは、単体では通信傍受を余り行わず、通常、連邦のパートナーと協力する。承認のプロセスがあるし、薬物事案やタスクフォースの場合、州をまたがるからである。

電話番号を頻繁に変えて傍受を逃れようとする者への対抗策として、同じ者による通話であれば番号が変わっても新たに令状を取ることなく傍受が可能という制度がある。通信傍受回避の動きへの対抗策には難しいものがあり、何とかして会話を捉えたいが、犯罪組織や麻薬組織は傍受の事実を知って逃れてくる。

なお、会話傍受は必要に応じて行っており、その要件は通信傍受と同じである。通信傍受と会話傍受でどちらが強力かについては、捜査の内容による。

## 第6 おとり捜査

### 1 制度概要

おとり捜査の活用については、これに関する法律等の明文規定はなく、各捜査機関が内部的なガイドラインを策定して実施している。

### 2 視察結果

#### (1) 司法省刑事局国際組織犯罪等担当顧問の説明

おとり捜査(undercover)は、捜査官が犯罪者になりすまして犯罪者と会話しその内容を捜査機関に伝えるものであり、米国では非常に一般的な方法である。この場合、被告人が犯罪を犯したいという意味があったこと、すなわち、犯罪をするよう仕向けるのではなく、元々犯意があったことを明確に立証しなければならない。したがって、おとり捜査を行う場合、被告人と捜査官の会話を録音して、被告人自身が本当に犯罪を犯す意思があったことを立証する。

被告人は、本当は犯罪を犯す意思はなかったのに政府に無理にそそのかされたとして、わなの抗弁(entrapment defense)を主張し、陪審が判断する。おとり捜査官は、既に犯意を把握し、犯意のある者だけを対象にしているから、通常このような主張はうまくいかない。

小規模のおとり捜査は、地方のFBI事務所内の承認だけで実施できる。複雑・機微な事案であれば、DCにおいて、FBI職員と司法省職員からなる委員会で検討がなされる。どのレベルの承認を得るかは事案の大きさによるが、検察官の承認が必要である。

#### (2) FBIにおける説明

ア おとり捜査は非常に侵襲的な方法であるから、物理的な監視、関係書類の検討、秘密のソースからの情報収集などの捜査を行った上で実施される。

おとり捜査の法律上の根拠は、連邦犯罪についての捜査権限を認める一般的規定による。おとり捜査は捜査手法の一つでしかないので、法律で規定する必要はなく、政策で決めることが可能である。

わなの抗弁が出されないように、十分に計画を立て、犯意があることが明らかで、その立証が可能な者をターゲットにする。

イ おとり捜査には、大きく分けて二つのカテゴリーがある。1分類(Group I operation)は、汚職、テロ、特権が絡む機微な事案を扱い、本部が監督し、資金も出している。2分類(Group II operation)は、機微でない事案を扱うもので、地方事務所の承認のみで実施可能である。

大きな民事責任を問われ得るものや危険を伴うもの等機微な事案については、FBI本部のおとり捜査等担当部門(Undercover and Sensitive Operations Unit)において審査し、問題がなければ、法律顧問部で審査し、さらに、司法

省の検察官も参加し、守秘義務のあるおとり捜査審査委員会(Undercover Review Committee)で審査する。

おとり捜査の法律上の要件の審査内容は、具体的には、まず、わなの抗弁の有無、すなわち、ターゲットがおとり捜査によって犯罪への参加を強いられていないかの審査である。その際、被告人の犯罪歴や秘密の情報提供者から得た情報を重視する。次に、おとり捜査官自身が違法行為をする必要性の有無を審査するが、おとり捜査のシナリオを見て、どのようなリスクがあるか検討する。例えば薬物を購入するなどの違法行為は認められることもあるが、暴力行為が認められることはない。また、通信傍受や搜索といった本来裁判所の令状が必要な行為を実施することも認められない。さらに、おとり捜査官が暴力的な対応を受ける危険の有無も確認し、例えば、多額の契約が絡んでいるなど民事訴訟の危険の有無も検討対象となる。

米国で実施されているおとり捜査の件数は、1分類が年間70～75件、2分類が、年間250～300件である。

ウ おとり捜査の結果に対する証拠能力上の規制は特に存しない。

公判になれば、おとり捜査官による供述書と録音結果が提出され、おとり捜査官も証言しなければならない。証言の際には捜査官の身分の保護という問題が生じるため、おとり捜査官の顔を隠す必要があり、おとり捜査官の人相をスケッチされないように、裁判所に申し立てる。おとり捜査官は、過去に何件もおとり捜査を実施しており、証言の時点においても進行中の別事件でおとり捜査に従事していることもあるので、顔を見られると命を狙われる。また、偽名での証言を許可するよう裁判所に働きかける。

## 第7 証拠開示

### 1 制度概要

連邦においては、

- 検察官は、特定の種類の証拠、具体的には、
    - ・ 被告人の供述を記録化した書面等
    - ・ 被告人の前科記録
    - ・ 書類及び有体物、検査や科学的試験・実験の報告等のうち被告人の防御の準備に重要と考えられるなどの一定の要件を充たすもの
    - ・ 専門家による証言
- については、被告人の請求により、開示しなければならない(連邦刑事訴訟規則16条(a)(1))
- 検察側証人の供述等については、当該証人が事件の公判において主尋問に対して証言を行った後でなければ、開示の対象とされない(合衆国法典第18編第3500条、連邦刑事訴訟規則26.2条)
  - また、連邦最高裁判例(ブレイディ判決(Brady v. Maryland))において、検察官は、被告人に有利な証拠のうち、被告人の有罪・無罪又は量刑に関し

て重要なものについて開示しなければならないとの判示がなされており、その趣旨の証拠について、検察官に憲法上の開示義務があるなどとされている。

## 2 視察結果

### (1) DC地区連邦検事局における説明

ア 証拠開示のルールは連邦もDCも同じであり、DCでは、DC地区上級裁判所規則16条に基づく。開示の方法には、オープン・ディスカバリー(open discovery)とクローズド・ディスカバリー(closed discovery)があり、オープン・ディスカバリーは、全ての証拠を、検察官が知った時点で弁護人に知らせるものであり、大半の軽罪では、オープン・ディスカバリーを行っている。もっとも、DCのルールは、クローズド・ディスカバリーであり、主に証人の安全確保、被告人以外の巻き込まれるべきでない者の保護のため、開示する情報がコントロールされ、全ての情報が弁護人に開示されるわけではない。殺人等の暴力犯罪ではどのような情報をどのように開示するかについて非常に慎重になる。例えば、被害者や重要な証人の連絡先を弁護人に開示すれば、被告人関係者がその人を殺害する可能性がある。予備審問の時に証拠を少し開示するが、ほとんどの証拠は大陪審による起訴後に開示している。検察官の主要な仕事は良い検察官であることであり、弁護側にとって有益な情報を開示することであるが、証人の安全保護という価値との間で摩擦を起こすことがある。

実務上、弁護人は全ての証拠の即時の開示を求める。弁護人は、被告人に有罪答弁をするよう説得するために情報を求める場合もある。

リストの開示は明文で義務付けられてはいない。実務上は、弁護人に、証拠を開示する旨のレターを出す。その中で、好意で、開示する証拠のリストを記載する。被告人に有利な証拠は、弁護人からの請求を待たずに検察官が自発的に開示する。被告人が犯罪を犯していないという情報が入れば、弁護人に即座に開示する。

イ DC地区上級裁判所規則26.2条には、ジェンクス法と呼ばれる、反対尋問前に証人の過去の供述を全て開示しなければならないというルールがある。物的証拠は起訴時に開示するが、証人の供述内容は、公判前に開示する必要はなく、主に証人の安全の観点から、公判において開示している。規則上、被告人に対し、証人のリストを開示することは求められておらず、また、大陪審における証言も開示対象にはならない。

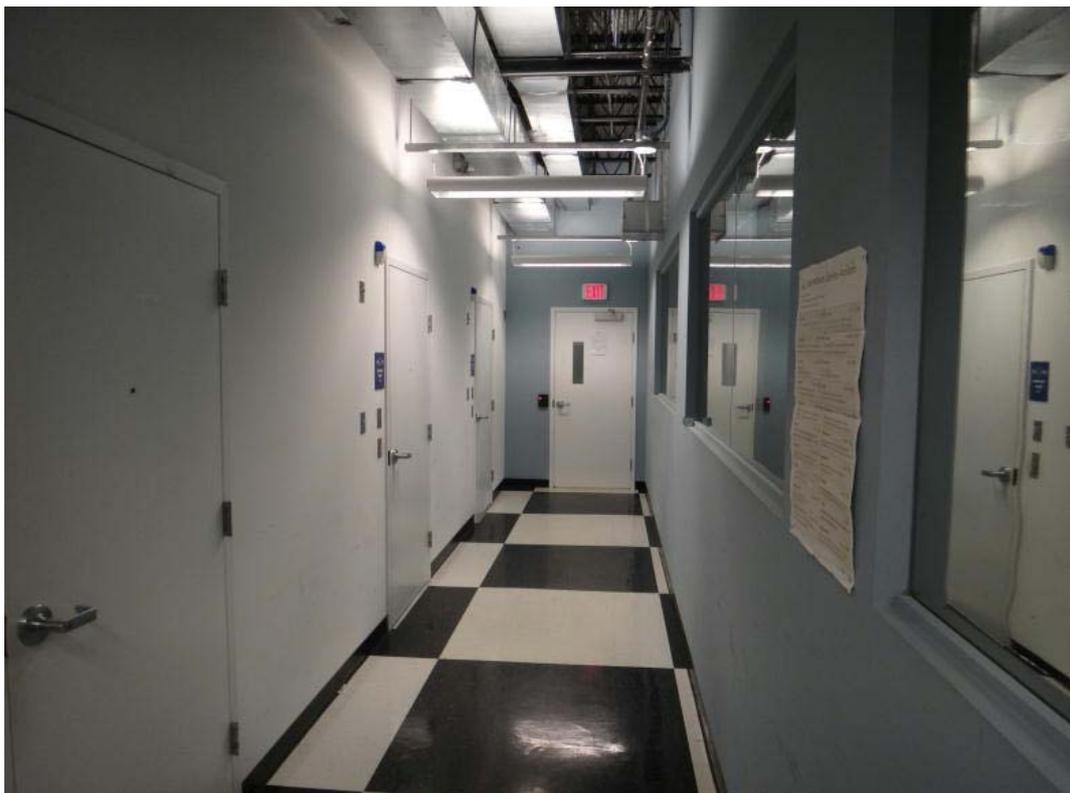
### (2) DC地区公設弁護人事務所における説明

ア 証拠開示が早期になされると、それは司法取引の交渉の時に役立つ。提供された証拠に基づき弁護人としての調査も行わなければならない。そして、依頼者(被告人)に良いオファーか悪いオファーかを伝える。

開示がなされるのは、通常法律で定められている範囲であり、開示されない分の方が多い。また、証拠開示により、被告人にとってどれほど不利な事件かが分かることが多く、被告人が取引に応じる気になる。したがって、取引が拒

絶されても、検察側が後悔することはない。

- イ DCにおいては、他の法域と比べて、検察官からの証拠開示の時期が遅い。メリーランド州では、オープン・ファイル・ポリシー(open file policy)をとっており、弁護人は、検察官が持っている証拠をいつでも閲覧可能である。DCでは、公判が始まるまでは開示されず、証人については、主尋問後に開示がなされる。DCにおける公判前の手続といえば開示に関する申立てであるが、オープン・ファイル・ポリシーのある法域ではそのような争いはないと思う。
- ウ ブレイディ判決において、被告人に有利な証拠は開示を義務付けられているが、何が有利な証拠か、それを決めるのは誰かという問題がある。判断は客観的なものではなく、検察官が決める。検察官から見れば有益に見えないものであっても弁護人から見れば有益なものがあるが、それを知ることはできない。その証拠が開示すべきものかどうかは裁判官が裁定するが、大きな問題は、どういう証拠を持っているか教えてもらわなければ分からないということである。有罪評決がなされた後に、被告人に有利な証言をしている目撃者の存在が発覚し、再審理がなされたことがあった。多くの検察官は倫理的であるが、こういうことが起きると猜疑心が生じる。



取調室及び刑事の執務室



取調室内部



録画カメラ



映像を確認することができるモニタと記録用DVDレコーダ

## 参加委員等

### 1 委員

神津委員， 但木委員， 龍岡委員， 宮崎委員， 安岡委員

### 2 幹事

上富幹事， 小坂井幹事， 保坂幹事